安城市監査公表第１８号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条第１５項の規定に基づき安城市長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により次のように公表する。

令和４年５月３１日

安城市監査委員　中　西　　肇

安城市監査委員　野　場　慶　徳

１　令和４年安城市監査公表第１１号（公表日令和４年３月２４日）関係分

２　措置の状況　健康推進課（令和４年３月３０日現在の措置状況）

特に措置を講ずる必要があると認める事項
収入関係 　収入調定及び納入通知が、収入金額決定後３か月を経過しても作成されていなかったため、チェック体制を強化し、再発防止に努められたい。
措　　置　　状　　況
収入にかかる日計表に記載されているレセプト点数及び請求額を担当者と上席者が毎日チェックするとともに、月次には日計表に記載されている請求額で調定を起票する。決裁時にも担当者と上席者が確認することにより収入調定及び納入通知の漏れを防止し、適正な収入管理を実施する。

特に措置を講ずる必要があると認める事項
補助金関係 　安城市不妊治療等助成金支給事務において、前回と同様に支出負担行為決議書を起案してから支給承認決定通知書を発送するまでに期間を要していたため、チェック体制を強化し、再発防止に努められたい。
措　　置　　状　　況
助成金の支給における支出負担行為と支給承認決定の意義を担当係内で周知、共有した。その上で担当者間で処理の時期に齟齬が生じないように事務処理の手順を周知し、業務手順書（マニュアル）に記載した。